

教員等が地域クラブ活動等に従事する場合の兼職兼業について

部活動については、あくまでも学校教育活動の一部であるため、兼職兼業の対象外となります。

また、教師等が校長の指揮監督下でない地域クラブ活動等の指導に従事する場合、教育委員会から兼職兼業の許可を得たうえで、兼職兼業先との雇用契約等に基づき報酬等を受けることができます。

この場合、教育委員会では当該教師等の兼職兼業先における労働時間等の適切なサービス管理を行う必要があります。

部活動と地域クラブ活動の違いについては、以下のとおり。

	部活動	地域クラブ活動等
活動の位置づけ	学校教育活動 (学校の本来業務の一部)	社会教育活動 (学校の業務ではない)
指揮監督	学校長	地域クラブ代表者
指導に関わる 教員の身分	教員	地域クラブに雇用された者
兼職兼業	対象外	対象
手当等	休日は、特殊勤務手当 の支給あり	兼職兼業先から 報酬受取が可能

※兼職兼業した場合でも

時間外在校時間及び地域クラブ活動での従事時間の合計が、
一か月 45 時間を超えてはならない。

労働時間の通算の考え方 (イメージ)



※資料抜粋：文部科学省

「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」